

第五十一回帝國議會
衆議院

郵便年金法案(政府提出)外一件(郵便年金特別會計法案(政府提出)委員會會議錄(速記)第六回)

會議

大正十五年三月九日(火曜日)午後三時
十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 作間 耕逸君

理事 戶田 由美君

理事 濱田 精藏君

理事 上原 好雄君

戶井 嘉作君 中原徳太郎君

深井 功君 石塚 三郎君

若宮 貞夫君 青木 精一君

平田民之助君 池田 泰親君

佐藤 重遠君 山口 左一君

三月九日委員富田愿之助君辭任ニ付其
ノ補闕トシテ池田泰親君ヲ議長ニ於テ
選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏書記官 藤井 眞信君

逓信政務次官 賴母木桂吉君

逓信參與官 川崎 克君

簡易保險局長 今井田清徳君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

郵便年金法案(政府提出)

郵便年金特別會計法案(政府提出)

○作間委員長 ソレデハ會議ヲ開キマ

ス、前同ニ留保セラレタ質問ノミヲ此

際許スコトニ致シマス——佐藤君

○佐藤委員 私ハ所得税ニ關係スル質

問デアリマシタガ、郵便年金ガ保險ノ一

種デアルコトハ、過日來ノ質問應答デ

明瞭デアリマス、ソコデ郵便年金ニ於

テハ掛金ト云フモノガアリマスガ、是

ハ料金ト解釋スベキモノデアルト本員

ハ考ヘテ居リマス、而シテ生命保險ノ

掛金ハ、二百圓迄ハ各自ノ所得カラ控

除シテ、其殘額ニ對シ所得税ヲ賦課ス

ルコトニナツテ居リマス、大藏當局ハ郵

便年金ノ掛金モ生命保險ノ料金ト同一

ニ取扱ハレル御考デアリマスガ、是ガ

質問ノ第一點デアリマス 次ニ生命保

險ニ於テハ死亡又ハ滿期ノ際、唯一回

保險金ヲ受取ルノデアリマスカラ、所

得税ニ關スル問題ヲ生ズルコトハアリ

マセスガ、郵便年金ニ於テハ年々反覆

シテ定額ノ所得ヲ生ズル譯デアリマス、

之ニ對シテ所得税ヲ賦課セラル、ヤ否

ヤ、其點ヲ明瞭ニシテ置キタイノデア

リマス

○藤井政府委員 御答致シマス、所得

税法第十六條ノ三ニ依リマシテ、生命

保險契約ノ爲ニ拂込ム二百圓以下ノ保

險料ハ所得額カラ控除スルノデアリマ

ス、郵便年金ニ於テハ、言葉ハ保險ト云

フ文字ヲ避ケラレテ居リマスカラ、一

應此文字ヲ見マス、生命保險ノ保險

料ト同ジモノデナイト云フ疑ヲ生ズル

ヤウデアリマスガ、只今佐藤君ノ御説

ノ通り、其實質ニ於テハ一種ノ生命保

險ト解釋シテ然ルベキモノデアルト考

ヘマスノデ、所得税法ノ適用ニ付テハ、

郵便年金ノ掛金ハ生命保險契約ノ爲ニ

拂込ム保險料ト解釋シマシテ、所得者

ノ所得カラ二百圓迄ハ控除スルノデア

リマス、ソレカラ第二點ノ御尋デアリ

マスガ、年金ニ對シテ所得税ヲ課スル

カドウカト云フコトニ付キマシテハ、

只今ノ所得税ヲ課スベキモノナリト

考ヘテ居リマス、御承知ノ如ク今日ノ

所得税法ノ建方ハ營利事業ニ屬セザル

一時ノ所得、例ヘバ土地ノ値段ガ上ル

トカ、株ノ賣買ノ差金ハ、營利ニ屬セザ

ル一時ノ所得ナラバ課税外デアリマス

ガ毎年反覆スル所得ハ一般ニ課税スル

建前ヲ採ツテ居リマス、隨テ郵便年金モ

毎年反覆シテ契約者ニ收入サレルコト

ニナレバ、之ニ課税スルノガ相當デナ

イカト考ヘテ居リマス、又一面今日ノ

所得税法ノ規定ニ依リマス、例ヘバ

恩給年金トカ退職料トカ云フモノモ、

矢張毎年反覆シテ取得サレマスカラ課

税スルコトニナツテ居リマス、是等ノ權

衡カラ見テモ課税スルノガ適當デナイ

カト思ヒマス、又一面年金ヲ受取ル經

濟上ノ力ヲ觀察致シマス、當初年

金ヲ契約シテ年金ヲ受取ルヤウニナツ

テカラ、尠ナクトモ死ヌ迄ハ一定ノ金

額ヲ年金トシテ受取ルノデアリマスガ

ラ、其人ノ經濟上ノ力ハ言葉ヲ換ヘテ

言ヒマスレバ、税ヲ納メル力ハアルノ

デアリマシテ、特ニ之ヲ除外スルト云

フ議論ハ出テ來ナイノデアリマス、要

スルニ此年金ニ付テ理論上又實際上ノ

關係ハ、課税スベキモノデアルト考ヘ

テ居リマス

○青木委員 只今ノ御答辯デ政府ノ方

針ハ分リマシタ、此年金ハ一定ノ年齢

ニ達シテ經濟力ヲ缺イタル者ニ交付ス

ルノガ、此年金ノ目的デアリマス、然ル

ニ矢張外ノ只今御説明ノヤウナ事例ト

共ニ同一ニ之ヲ取扱ツテ所得税ヲ課ス

ルト云フコトハ、本法ノ使命、本法ノ精

神ニ副ハナイヤウニ存ジマスガ、ソレ

ハ如何デアリマスガ

○藤井政府委員 本案制定ノ趣旨ハ御

話ノ通りデアリマスガ、他ノ今日課税

ヲシテ居リマス所得ト云フモノモ、大

體ニ於テ毎年反覆サレル所得デアリマ

スカラ、ソレニ對シテ課税スルト云フ

方針ヲ執ツテ居ルコトハ、只今申上ゲタ

通りデアリマス、若シ少所得者デアッ

テ、今度ノ改正案ニ依リマス、年額千

二百圓ニ充タナイヤウナ所得者ニ對シ

テハ課税シナイノデアリマス、千二百

圓以上ノ所得者デアリマス、納メ

ル力ガアルモノト見テ、毎年受ケル所

得ニ對シテハ、今年ノ税法ノ立テ方ニ

於テ一般ニ課税スルガ宜カラウト考ヘテ居リマス
○青木委員 此以上ハ意見ノ相違デアリマスカラ……

○作間委員長 ソレデハ是デ留保セラレタル質問ハ終局致シマス、引續キ……
○山口委員 既ニ濟ンデ居リマスガ、一寸一言質問シテ宜シウゴザイマスカ

○作間委員長 山口君

○山口委員 私ノ缺席中ニ或ハ私ガ御尋シタイヤウナ事ガ出テ居ルカモ知レマセヌガ、一應一寸御尋シタイト思ヒマス、此年金法ハ特別會計法ニナツテ居リマスガ故ニ、現在ノ計算ノ立テ方ハ、現在ノ利子其他ノ割合カラ行ケバ是デ違算ハナカラウト思ヒマスケレドモ、萬一長イ年限ニ達スル關係上、利子ノ高下ニ依テ著シイ變化ノアツタ場合ハ加入者ニ利益ニナルカ、加入者ニ不利益ニナルカ、何レニカナルコトガアラウト思ヒマス、サウシテ加入者ニ利益ニナルヤウデアレバ、此會計ノ尻ハ必ズ不足ヲ生ズルモノデアラウト思ヒマス、又此會計ノ剩餘ヲ生ズルヤウニナレバ、加入者ニ必ズ不利益ガ生ズルト云フコトニナラナケレバナラヌト思ヒマスガ、ソレ等ノ事ニ付テハ、長イ間ニ互ル法令トシマスレバ、現在ハ差支ナイト考ヘマスケレドモ、將來ニ於テソレ等ニ對シテドウ云フヤウニ御扱ニナルカ、例ヘバ是ハ加入者ガ不利益ニナルト云フヤウナ場合ニナツタナラバ、表

ヲ直シテ新規ニ——今マデノ掛金ヨリハ掛金ヲ減ラシテ補ヒヲシテ行ク、或ハ表ヲ直シテ更ニ掛金ヲ餘分ニ徵收スルト云フヤウナ、其處ノ所ガマダ一寸了解ニ苦ムヤウニ思ヒマスカラ、最後ノ質問トシテソレダケヲドウカ御教示ヲ願ヒタイト思ヒマス

○今井田政府委員 只今ノ御話ハ、豫定利率ガ實際ノ將來ノ利率ノ變動トドウ云フ關係ヲ持ツカト云フコトニ結局ナルト思ヒマス、豫定利率ハ一時拂ト分割拂ニ依テ區別致シテ居リマス、分割拂ハ五分ト云フ豫定利率ニシテアリマス、五分ハ現在市場ニ於ケル公債ノ利廻其他ニ比シテ低イノデアリマスカ、是ハ遠キ將來ニ於テモ五分ノ利率ハ得ラレル、過去ノ実績カラ見テ五分ノ利率ハ得ラレルト云フヤウナ考カラ五分ト云フ比較的低イモノニ見タノデアリマス、一時拂ハ公債ノ時價ニ依テ豫定利率ヲ變更スルト云フコトニナツテ居リマスカラ、將來公債ノ利廻リガ良クナレバ、其良イ利廻リニ準ジテ豫定利率ヲ定メ、又低クナツタナラバ、低イ公債ノ利廻リニ準ジテ率ヲ定メルト云フコトニナツテ居リマス、豫定利率ト市場ニ於ケル利率ハ相伴フト云フ計算ニナツテ居リマスカラ、其方面ニ於テハ契約者及經營者ノ利害ハ並行スル、契約者ガ利益シテ經營者ガ損失ヲ蒙ルヤウナコトハ無イヤウニシテアリマス、唯分割拂ニ對シテハ、其時ニニ利

率ヲ變更スルト云フコトハ複雑ニナリマスカラ、五分ト云フ比較的低イ利率ニシテ、將來ニ於テモ違算ノナイ計算ノ立前ニナツテ居ルノデアリマス

○山口委員 定メテサウデアラウト思ヒマス、將來ニ於テ違算ノナイヤウナ計算ニハナツテ居ルコトハ承知シマスガ、吾々ドウモ門外漢デアリマシテ、一寸見當違ヒノ質問ヲ致スカモ知レマセヌガ、多ク生命保險ナンカニシテモ、最初ニ加入シタ者ト今日ニ加入シタ者ト、數十年ノ長イ間ニ於テハ、多大ノ日本ノ金利ニ——保險會社ノ立テタ率程市場ノ金利ガ變化シテ居ラナイ場合ニモ、是ハ一種ノ營利會社デアリマスカラ、立方ハ違フノデアリマスケレドモ、幾分カ加入者ノ不利益ニナツテ居ルト云フ場合ガ是迄アツタ關係ガアリマスカ、サウ云フ事ガ將來ニ起ツタ場合ニハ、多少此表デモ直シテ加入者ニ利益ヲ與ヘテヤルト云フヤウナコトガ出來ルカドウカト云フコトヲ、一寸御尋シテ置キタイノデアリマス

○今井田政府委員 其點ハ豫定利率ハ勅令デ定メルコトニ致シチアリマス、勅令デ定メル所以ハ一ハ事ガ技術上ニ關スルコト、市場ニ於ケル利率ノ變動ニ依テ容易ク規定ノ改正ヲスルコトガ出來ルヤウニト云フ考カラ勅令ニ讓ツタノデアリマスガ、只今御話ノヤウニ將來利率ガ非常ニ變動スレバ、其際ニ於テ豫定利率モ變更シテ、隨テ掛金等

モ變更致ス考デアリマス、尙ホ分割拂ノモノト豫定利率ト、實際運用ノ利率ニ非常ニ開ガアツテ、相當ノ收益ヲ舉ゲル、是ハ確實ニ收益ヲ舉ゲルト云フコトニナリマスレバ、利益分配其他適當ノ制度ヲ執リタイト思ッテ居リマス

○作間委員長 ソレデハ是デ留保セラレタル質問ヲモ終局致シマシタ、續イテ討議ニ入リタイト思ヒマス

○佐藤委員 先日カラ御勉勵下サイマシタコトハ誠ニ結構ナ事デアリマスガ、實ハ私ノ方ハ少シ黨内ニ都合ガアツテ、本議案ニ付テ政務調査會モマダ開イテ居ナイ譯デアリマス、急イデ居ルノデアリマスケレドモ、本日迄ニマダ間ニ合ヒマセヌノデ、甚ダ遺憾ニ思ヒマスガ、若シ皆サンノ御同意ヲ得テ、本日決ヲ御採リ下サルコトヲ御延期下サルト結構デアルト思フノデアリマス

〔異議ナシ〕〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○作間委員長 御異議ガナイヤウデスカラ、ソレデハ討論ハ延期致シマス、サウスルト速記ノ都合ニ依テ明日モ午後三時ヨリ開クコトニ致シマス、本日ハ是デ散會致シマス

午後三時四十一分散會